**視覚障害リハビリテーション協会分科会の設置に関する手続きについて**

新規事業検討委員会

１　分科会設置の目的

　　視覚障害リハビリテーションに関わる人の専門性は幅広く、多様な職種の人が協力して支援を行っている。分科会を設置することで、視覚障害リハビリテーションの各分野の専門性の向上を図るとともに、視覚障害リハビリテーション領域の課題を顕在化させ、問題解決に向けて相互の協力で、課題の解決を図ることを目的とする。

２　分科会の構成員

　分科会はそれぞれの分科会の自主活動になるため、どれだけコアなメンバーが継続性をもって地道に活動できるかが鍵になる。

　分科会の構成員は分科会の目的に賛同し、参加を希望する会員とする。職種による入会制限はしない。目的に賛同する会員は誰でも入会できる。複数の分科会に所属することもできる。

３　分科会の活動内容

　各分科会の活動内容は分科会で決定する。

　研修、啓発活動、情報交換、調査研究、技術開発など、目的を達成するための活動を行い、成果の報告や情報の共有を図る。

　全国研究発表大会の発表等で、年に１度は成果の報告を行う。

４　分科会の活動期限

　分科会の活動期限は理事の任期が３年であるので、３年間を期限とし、活動の継続を確認する。

５　分科会設置の申請

　分科会の設置に関しては、当面のあいだ理事がコアメンバーとなる。

　コアメンバーの理事が退任する場合には新たに別の理事に引き継ぐ。

　分科会の設置を希望する理事は、分科会名、幹事の氏名（数名の会員）、活動目的・内容を記入した分科会設置申請書（別添様式）を新規事業検討委員会委員長に提出し、理事会の承認を得て活動を開始する。

　分科会を廃止する場合は廃止理由を理事会に示して承認を受けて廃止する。

６　予算

　理事会で設置が承認された分科会に対して、2016年度は一つの分科会に、5000円の予算を予備費から支出する。

視覚障害リハビリテーション協会　分科会設置申請書

提出先 視覚障害リハビリテーション協会　新規事業検討委員会

委員長　和田浩一宛にe-mail で添付書類にてご提出ください

e-mail: wada@k.email.ne.jp

申請日：年月日

代表者（申請者）：

代表者所属：

代表者連絡先　e-mail：

電 話：

分科会名称 :

幹事：以下の例の様に氏名、所属の順に記載し、理事には名前の前に○をつける。概ね5名程度とする 。

例）◯氏名　視覚太郎　　所属　視覚障害リハビリセンター

以下に、１分科会の主旨目的 2活動内容（具体的な活動方法、ミーティング開催予定、研究活動方法などを簡潔にご記入ください）の順にご記載ください。

2016年11月